

## 明治初期の官業と民業 (2)

——民業論に関する一考察——

齋 藤 正

明治初期の我が国は近代資本主義的經濟諸国に急速に追隨せんが為、「富国強兵」、「殖産興業」のスローガンをかけ、近代的産業の移入、育成を図った時代である。この事の爲には、農業立国より商業立国への脱皮の型をとる事は經濟發展の歴史的事実であり、一般に当時の商工業者が近代的産業の確立に対し、資本、その他經濟的知識に欠ける為、政府の強力な政策が必要であつた事はいうまでもない。この場合、經濟發展動因たるべき基礎産業並びに主要産業は主として富国強兵目標達成の爲の官営方針をとり、その他の産業部門については民間に模範を示す爲の官営と並んで殖産興業の目標達成の爲の民業勸奨政策を用いたのである。

しかし、一般的には官業による上からの産業育成、經濟發展方式が強く打出されていた事は異論はないが、かかる官業的ヴェールの下で民業を中心とする論議が底流をなしていた事を忘れる事は出来ない。この問題は特に官業払下げの論議にも具体的に現われるのであるが、この様な思想は、大久保利通の明治七年の勸業建白書を根

## 明治初期の官業と民業

幹とする一連の民業保護勸奨の思想の中にみられ、本稿では、大久保利通、大隈重信、松方正義、河瀬秀治等の諸見解を通じ政府の経済政策の根本方針を検討することにより、民業の立場を確認し、特に、蚕糸業に於ける富岡製糸所が、製糸の品質統一より機械技術に問題が移動するに従い、模範工場の功罪が論ぜられるに至り、私下問題が明治初期の蚕糸業に於ける官業民業の具体的問題として展開された事情をのべ、後段ではこの点につき、払下げ要件の一般的なる理由を裏づけるものとして、特に経営的基準より模範の功罪を論じた意見が強かつた点を分析し、速水堅曹、原六郎等の論を中心に払下の特殊な形態を考察したものである。

## 第一章 民業論の基礎

維新の経済政策スローガンである「殖産興業」の目的達成のため、封建的生産方法より資本制生産方法への転化を積極的に進めんとし、企業の助成を行う事は、緊急の必要事である。

この際、問題となる事は民間企業に対する政府の態度であるが、明治初期の経済政策の代表的意見として、その指導者としての役割を果たした松方正義、大久保利通の方針が注目されねばならない。松方の「国家富強ノ根本ヲ奨励シ不急ノ量ヲ省クベキノ意見書」<sup>(1)</sup>は明治六年大隈参議まで提出されたが、次の如く述べている。「……今ヤ海外諸那貿易交通ノ道盛ニ行ハレ機工ノ製品頻リニ遁輸スルニ至ル是レ彼レヲシテ饒尼セシメ我ヲシテ耗斃セシムルノ危潤ニ臨ムトハ謂フヘシ宣シク彼農ト工商トヲ勸奨シ……工ハ其機巧ヲ極メ、商ハ其財貨ヲ活動シ各其義務ヲ竭サシムルハ今日ノ奮励スヘキ急務ナリ……夫レ民益ハ則国益ナリ深ク之ヲ思慮シ厚ク之ヲ施行セスンハ

アル可カラス其奨励スル方法ト施設スヘキ事業ノ如キ各地宣キヲ異ニスルカ故ニ其等地方官ト評議シ方略ヲ定メ  
……」とあり、この意見書は当時の経済政策が富国強兵の目標達成のため、重商主義思想に基ずく貿易均衛を目  
指し、而も国内産業に於いては、民間企業を育成保護することにより、国家発展の一方策たるべき商工立国の大  
綱を明示したものである。

かかる意見は更に參議大久保利通が六年十一月内務卿となるや、直ちに七年五月（或は六月）の「殖産興業に  
関する建議書」<sup>(2)</sup>にはつきりと引継がれている。この文献は既に数多くの論文に引用されているが、特に民業保護  
の観点からみると次の如き内容が見られるのである。すなわち、「……大凡国ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ人民ノ  
貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル而テ物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ勉勵スルト否サルトニ胚胎スト雖モ其源頭ヲ尋ルニ未タ  
曾テ政府政官ノ誘導奨励ノ力ニ依ラサルナシ……今日ノ国勢ヲ以テ七年前ノ国勢ニ比スレハ亦タ同日ノ觀ニアラ  
ス然レトモ實際ニ就キテ深ク内治ノ情実ヲ思惟スルニ……安リニ外慕虚飾ヲ主トスル者多ク治蹟ノ現ルル処却テ  
表皮而已止マリ虚治ニシテ実効少キ弊ニ涉ル憂ナキコト能ハス……此ノ時ニ当リテ政府官ノ急務トスヘキハ人民  
保護ノ実ヲ求ムルヲ以テ至要至切ト為ササル可カラス……勸業殖産ノ一事ニ至リテハ未タ余リ其効驗アルヲ見ス  
シテ民産国用日ニ減縮スルニ似タリ是レ蓋シ人民智識未タ開ケサルニ依リ時勢ノ変ニ通シテ有益ノ業ヲ営ムト能  
ハサルニ出レトモ亦政府政官ノ玆ニ注意セスシテ提携誘導ノ力足ラサルノ致ス処ナリ……ヨロシク国ノ風土習俗  
ニ応ジ民ノ性情智識ニ從ツテ其方法ヲ判定シ之ヲ以テ今日行政上ノ根軸ト為シ其既ニ開成スルモノハ之ヲ保護シ  
未タ就緒ナラサルモノハ之ヲ誘導セサル可カラス……」……我人ノ氣性薄弱ナルノミ其薄弱ナル者ル誘導督  
促シテ工業ニ勉勵忍耐セシムルハ廟堂執政ノ担任スヘキ義務ナリ……」としている。この建議書は英国発展の

例証をひき、人民の経済保護への政府の義務を論じたのである。大久保内務卿は更に明治八年「勸業寮定額見込書」<sup>(3)</sup>にて具体的に前記建議書の主旨を徹底せんとし、勸業寮の行政機構を明らかにし、「凡勸業ノ目的ハ専ラ物産ヲ繁殖シ貿易ヲ起シテ益々大ナラシメン為ノ勸奨ノ法ヲ設ケ其部門ヲ分テ農工商ノ三部トシ……各課各試験ノ業ヲ起シ習字場ヲ附属シ一般ヲシテ各業其原理ニ基キ習熟セシメ永遠進歩ノ大成ヲ期シ一切変換スヘカラサルノ事務トシ之ニ関スル費用及官員月給等ノ類ヲ定額費トス又用トスルモノハ総テ目下ノ形成ニ応シ或ハ民智ノ足ラサルヲ助ケ民力ノ及ハサルヲ補ヒ亦ハ貿易上輸出ヲ盛ニシ輸入ヲ防禦スル為メ之レカ規則ヲ定メ」大蔵省租税寮の一部であった勸業課を内務省に移して勸業寮とし、寮中に農務、工務、商務及び編纂の四課をおき、従来勸業課に属していた富岡、堺の二製糸場及び内藤新宿の試験場を所管した。更に河瀬秀治を勸業権頭に、租税頭松方正義を勸業頭に兼任させて産業奨励及び実業教育の施設に当らしめ、国富の増進と民力の培養に力を費したのである。

大久保卿の民業保護論は更に明治九年、千住製絨所創設計画とりな具体化せんとしていたが、四月の「国本培養ニ関スル建議書」<sup>(4)</sup>において「……夙夜奮勵小康ニ安セス勉メテ力ヲ根本ニ尽シ国ノ精神ヲ旺盛ニシ政ノ基礎ヲ堅固ニ……」する為、「民業ヲ勸励シ物産ヲ開殖スルニアリ」とし、民業勸奨に関する意見書を太政大臣宛に提出し、採用される所となったのである。この意見書は、「維新以来の積衰の後を承け改革の時に際し民智未だ開けず民業未だ進まず……国勢の傾倚を形状する者にしてこれを斡旋挽回し救済の方法を施さんとするか宜しく民業を開誘し……而して内務の責任たる民業物産勸殖の事に任す……」として民業育政を具体化したものである。

千住製絨所創設計画は、大久保の民業保護の主旨に反する官行で十一年行なわれたものであるが、大久保の本

心はこの点に関する太政官へ具伸<sup>(6)</sup>にあらわれているものであり、民業保護論の立場を窺い知る事が出来る。すなわち、「……八年七月中米国人某頻に毛織物製造所建設の儀を請願せり然るに右事業……本邦において開説の見込有之旨を以て断然拒絶し置きたれ共……現今海陸軍及び警視庁所用の毛布代価官費に係るものと雖も一ヶ年五拾五万七千円余にして其他官民一般の費に係るもの枚挙すへからず……元來是等の事業を經營するは人民の職にして敢て官行を主旨と致候儀には無之候へ共、今日の人民何ぞ能く巨万の費額を要し、精且つ大なるの事業を舉行するを得ん……官先ず之を創設して衆の耳目を開き……他日有志の營業に付するも亦其捷路に便を取る……」としている事からも明らかである。

佐々木長淳の「新町屑糸紡績所ノ創設<sup>(6)</sup>」に関する談話の中で大久保内務卿の民業保護の立場が更に明瞭とされる。即ち「内務卿曰ハルルニ今回此工場ハ政府之ヲ經營スルモ後日必ス民間ヘ払下クルノ日至ルヘシ故ニ工場器械等費用ヲ惜マス成ルヘク堅牢精製ヲ主トシ事務所ノ如キハ質素ニ設計スヘシ他日民業ニ移スモ益々拡張スルニ支障ナカラシメヨ」としている。

大久保の民業保護の事蹟は更に九年「奥羽各県勸業資金裁定申請書<sup>(7)</sup>」及び十一年「三条公への伺書<sup>(8)</sup>」にもみられ、前書においては、「方今ノ急務トスル処人民ノ營業ヲ勸奨シ各自致々暇勉物産富殖ナラシムルニアルハ不談論……」として、地方を振起せしむるには民力のみにて能く処し得ざるため、官力を副えて勸励する事を力設し、後者については、殖産を奨励し授産方法を確立する事が国家の焦眉の急務である事を主張し、士族授産による經濟安定政策目標を示したのである。この点については「……今ヤ海内靜定ニ帰シ士族ハ故套ヲ稍ク脱シ新好位置ヲ占メントヲ欲シ民庶ハ浮華ヲ已ニ厭ヒ着実事業ニ服センコトヲ願フ禍福其ノ地ヲ転換セシム今ヲ即チ時

機トセンカ請フ能ク此機ヲ愈ラス授産ノ方ヲ設ケ士族ヲ誘ヒ開産ノ法厚クシ……其経費ノ概算六百万円……」とし、政府は大久保の建議を容れ起業公債を発行し募集した資金を以て各種の事業に投資することとなった。わが国に於て公債を発行し国民一般より資金を募集したのは実に之が嚆矢とするものであった。

大久保卿の勸業事業を助けていた河瀬秀治は、「勸業論」<sup>9)</sup>を発表し、特に民業育成を強調した。その所論によれば、明治政府十年間の開進の業を勉めるに多大の功績を認めているが、「政府ノ民業ニ於ケルモ亦一朝ニ之ヲ謝絶スル能ハサルノ原因已ニ明ナリ、然レトモ無用ノ理論ニ均シ或ハ目前ノ耗費ヲ厭ヒ着手ノ方法一行一止変換常無ク一章茲ニ専ラナラサルヲ以テ政府手内ニ在ル事ノ如ク鋭進スル能ハス且民業ニ属スルコトハ坐上ノ一談ニ決シ机上ノ一筆ニ定ムヘキ者ト難易遅速日ヲ同シテ語ル可カラス」とし、かくすれば政府のみ進み民業は益々衰えるに至り、独立の氣力を發揮して自由の精神を生育すべき基本たる實力も滅絶するに至る為、当分民業勸奨の爲十分民業に干渉して急速に干渉を解き保護主義に適當なる人民を養成する以外に途なきをのべている。更に勸業の損失について、富岡製糸所の実例をあげて説明しているが、「當時政府ノ吏員多クハ士族社会ノ武夫ニ非サレバ則理論性質ノ学者タルヲ以テ固ヨリ実験ニ乏シク之カ為メニ住々失誤ヲ生センコトアリ又官設ノ業ヲ全ク民業ト同視シ官民利ヲ争フニ至ラシムル者亦無シト云フ可カラス凡勸業ノ業ニ従フモノ宣シク深ク注意スヘシ」とて、勸業の目的は金庫を富ますことが第一義でなく、民業上の収益を図ることに目標に置いていたことは、政府内部で官業がつねに民業発展の補助的なる事を意識していたことに注意せねばならない。<sup>10)</sup>

大久保卿は十一年、刺客の手に斃れたが、その意志は十三年十一月「工場払下規則」の発布となり、この規則を裏づけるものとして「大隈重信建議書」<sup>10)</sup>における経済政策変更として勸誘の為に設置した工場払下の議（十三

年五月)にうけつがれている。この私下原因の本質は国庫負担軽減にあつたことはいうまでもないが、この大隈の建議書は、官業と民業の存在領域を明示したものとして特に注意せねばならない。即ち、建議書によれば、官官の理由を三つあげ、第一は国家統治上必要な機具の製作のために設置するもので、事業の性質上人民の官業に放任すべきでないものである。第二は民業に放任することは差支えないが、起業の為資財と高尚な字識を要し、而も事業の秘密を要する為政府が民業を認めぬもの、第三は純然たる工場ではないが、人民の官業に放任しても良いが改進の政策に於て其の開設拡張の急務なる為、政府が先づ先進起興し、人民をしてその公私に便益する事を知らせる為に設置し、工場勧誘のためにその模範を示すためのもので、この第三の官業は次第に起業目的を達して来たことより私下を建議したのである。その理由については、「……事業ニ依リテハ政府自ら経営シテ利益ナキモ人民ヲシテ營業セシメハ其利益ヲ収ムルモノアラン故ニ若シ利益アルニ政府仍ホ營業ヲ繼續シテ止マサルトキハ識ラス知ラス專業ノ狀勢ヲ来シ勧誘ノ本旨ニ乖ク若シ利益ナキモ仍ホ繼續シテ止マサレハ倍々國營ノ損失ヲ萬ム寧ロ元資ノ幾分ヲ棄損シテ速カニ人民ニ売渡シテ煩冗ヲ除クヘキナリ」とし更に「國債償還ノ資ヲ増加スルノ急且要ナル苟モ才出ヲ節減スルノ方アラハ之レカ舉行ヲ怠ルヘカラサレハナリ」とした。この建議は十一月五日の工場私下概則となり、民業の直接官營方針より間接保護の方針に移つたのである。

この間接保護の方針につき、「農商務卿第一回―第二回報告」にて諸工場の維持及私下の區別につきみるに、千住製絨所は十三年十一月の布告に基き私下を広告した後十四年一月三十日迄に願出数名あるため之を上請、二十八万余円を以て之を大倉喜八郎に二十八年賦を以て買付すべき裁下を得たが、營業需要品承買方に關して議論纏らず、従つて更に制可の廃停及び従前の如く管理すべきを稟申し再び裁下を得てその營業に従事せしめた

のである。富岡製糸場は私下を広告するも願出なきため、同場教師速水堅曹に貸付せん事を上請し、之は満五ヶ年間貸付して損益を負担せしめその後民業に移す地前とせんと上請したものであるが許可されず、旧に依つて政府が管理することとなつたのである。新町厩糸紡績所は私下を広告、応募者数名あるも私下代価不相当なる故更に調査して上請せんとした。愛知紡績所は紡績事業がわが国未曾有の事業であり其職工乏しく、同業者相競い常に職工を誘致し弊害生ずる為、二三年間官にて維持し職工を養成、其の模範規画の整つた後民業とする方策を上請するも聞届けられず、その間上記弊害ある為再申請したる所十四年十二月再び却下されている。広島紡績所については、土族授産の為広島県へ引渡す議を決定している。

かくの如く、農商務省は民業勸奨のため、官業私下の政策をとつていたのであり、この私下原因が政府の財政的理由なりとし、特権的政商の育政のためといい、更には自由民権思想の発達に依るが如く、種々の解釈を求めんとするが、私下政策はかかる諸理由が二者択一的なるものによつて行われたものではないことは私下の期日が長期に亘つて行われていることを如何に解釈するのか問題に至るとき、確率的選択によるものであることに想到し、かくて、本章の如き民業勸奨の分析も存在領域を保ちうることと思う。

- (1) 大隈文書第二卷 A 九六八
- (2) 大久保利通文書第五卷五六一—五六五頁
- (3) 同 右 第六卷三二四頁
- (4) 同 右 第七卷七四—八一頁
- (5) 同 右 第九卷一七頁

(6) 同 古 第八卷四四二頁

(7) 同 右 第七卷二二九—二三一頁

(8) 同 右 第九卷三九頁

(9) 大隈文書第二卷A一二九二

(10) 大隈重信關係文書第四卷七九四

(11) 明治前期産業発達史資料第四集(1)一〇〇—一〇一及一三四—一三五頁

補注——その他民業に関する意見は次の資料にも見られる。(1) 松方内務卿十三年六月の太政大臣に提出した「財政管窺概略」第十七頁に「民業に関する事業は断然民有に帰せしむべき事、勸奨の法固より多しと雖も現今政府の事業にして其民業に属する者は有志人民の請願に依りて下付すべき者は勉めて之を下付すへし」(商工政策史第三卷七六頁)

(2) 勸農局処務条例十三年三月の第三十三条には「本局事務ノ外物産上急要ナルモ人民ノ氣運猶未タ斯ニ傾向セサルモノハ姑ク官設事業ヲ起シテ其ノ実利ヲ示シ以テ人民ヲ誘導セントス之ヲ名スケテ臨時事業ト称ス即チ現今着手スルモノ左ノ如シ……富岡製糸場……」とあり、第三十四条「富岡製糸場ハ機械ノ運用ニ由テ精良ノ製糸ヲ得ルノ実理ヲ開示シテ製糸者ヲ感覺セシメ漸ク全国製糸ノ品等ヲ改進セシムルヲ謀ル所トス」と。(3) 更に東京經濟雜誌第七号十二年七月二二日号の社説「公債紙幣鎖還方法」において官業私下主張を論じ、その第五項に「政府ガ直轄セラルル製作場ノ資本ヲ人民ニ讓与シ償債資金ノ一項ニ供セラレンコトヲ冀望スルコト是ナリ、然シ現今我政府ガ製産ヲ直轄セラルルニ付テ放下セラルル所ノ資本少々ニアラザルベシ而テ其事業中既ニ成效ヲ遂グルモノ少シトセズ、今若シ其資本ヲ分ツテ株式トナシ之ヲ市場ニ公売セバ之ヲ人民ノ手ニ歸スルヲ得ルコト特ニ翻手ノ勞ノミ、其事ノ政府ニアルヤ、利益多キヲ得ズ、費用少キヲ得ズ、之ヲ人民ニ歸スルニ至リテハ政府全ク其煩擾ヲ免カルルヲ得ルヲ得ルノミナラズ必ズ巨額ノ租税ヲ収ムルノ一会社タラン……」(商工政策史第三卷七五—七六頁)

第二章 富岡製糸所私下

明治初期の蚕糸業は、生糸が輸出額の大宗であり、養蚕は古来の国民的産業であったため、政府は貿易均衡上、品種改良より製糸技術改良に至る諸問題について特に勸奨保護政策を加え、行政指導についても多彩な面目をもっている。蚕糸業は民業をもとした座繰マニファクチュアの中に新らしい機械製糸技術の輸入による交錯のため、特に富岡製糸所の官営につき種々の問題を生じたのであり、二十六年三井へ私下げに至る迄の官業主義と民業主義の論争は資本主義経済生成上の重要な視点でなければならぬ。本章で問題とする点は、富岡製糸所私下の理由を追跡し、些かでも官業私下の原因解明に役立たせんとするものである。何故なら、富岡の場合は、特に営業的標準より官民賛否の原因を求めようとしているのであり、官より民への移行が果して積極的プラスになる理由が不明のままであった故である。ここでは、原六郎の私下計画と速水堅曾の事蹟を通じてこの問題を解釈してみる事とする。

第一節 富岡製糸所

富岡製糸所は政府により明治三年二月企画され五年十月操業開始されたのであるが、当時既に民間にて器械製糸を実施しているものとして前橋製糸所、小野組製糸所などが操業していたが、敢て巨額の費用を投じて官業にて開設した所以は、取りも直さず、民間への技術模範の使命に依っていたものであることしか考えられない。この点につき井上候の明治五年六月の起草文に明記されている。すなわち、……此製糸場ハカク迄ハ費ヲカケ盛ニ

開カセラレ候ノ趣旨ハ……御国生糸ノ品万国ニ勝レ永遠ノ御国益ト相成全国ノ民ヲシテ皆富饒ノ利ニ潤ハセンカ  
為ニテ只上ヨリ御世話被成候儀ニテ決シテ下民ノ利ヲ上ヨリ奪候様ノ訳ニ無之御場所悉皆成就製糸ノ術習熟ニ至  
候ハハ民間望ノ者へ御払下ケモ被仰付度趣旨ニ候間郡村製糸ノ者ハ不及申四方ノ人民厚ク御趣意ヲ弁へ製糸ノ術  
ト伝習ニ心ヲ入レ請好ノ品多分出來候様有之度候也」とし、技術模範の目的をもっていたのである。「渋沢子爵  
生糸経済談にも、「……模範的に工場を経営させ、こうすれば、こう云う生糸が出来る」と云う事を示してやっ  
たので、あれを以て営利にしようというのではなかったのであります。……富岡製糸所ということに就て、利害得  
失を論じたならばむしる損がいだ。あれだけのものを若し私人として経営したならば、余程の失敗に終り……但  
し一般に向つて模範的の仕事をしたと云う方から云えば、己は損をして一般は利をした方がいいだらうと思いま  
す」とある。従つて富岡払下論が模範の役割を果さない裡に別の理由から問題となつた所に富岡払下問題の本質  
が存するのである。

補注——富岡製糸に關しては藤本実也「富岡製糸所史」に詳論されているが、その他、次の如き資料より引用することが  
出来る。

(A) 大隈文書第二卷九六九……ウオルス・信州富岡旅記(明治七年十一月)

……生糸ノ紡キ方サヘモ実ニ粗慥ナル方法ヲ以テシ明精ナル品ヲ得ルコトアルハ却テ驚クニ堪タリ……生糸是ノ高貴ナル  
物産ニ付テハ我輩ノ評説ニ及バザル所ナリ則チ富岡ニハ政府ニ於テ建築セル広大美麗ナル蒸氣ヲ用ユルノ製造場アリ  
テ是ノ物品ヲ改正スリ企望判然タリ

製造場ノ順序精密ナルコトト農夫等ノ鹿慥ナル製法トハ區別著ルシ余富岡ニ於テ聞クニ是ノ蒸氣ヲ用ユル生糸製造場

明治初期の官業と民業

明治初期の官業と民業

ハ政府ニ利益無シト然レドモ熟考スルニ其損失ハ國人ノ製法ヲ鍊熟スルニ随ツテ漸ヲ遠テ多ク上品ノ生糸ヲ輸出シ竟ニハ償フニ足ルト知覚セリ……

(B) 渋沢栄一伝記資料第十卷六六三—六六五頁にみられる富岡製糸所の財産見積代価並びに営業収支損益調べ会社組織の大意について次の如き資料がみられ富岡の規模が窺われる。

(渋沢子爵家所蔵)

富岡製糸所財産見積代価

1.	地所凡 15606坪	地 価 之 通
	此代価金 1818円40銭3厘	
1.	繰糸所老棟坪数凡 650坪	即今見積代価
	此代価金 5000円	
1.	東西繭庫2棟坪数凡 892坪	前 同 断
	此代価金 13500円	
1.	蒸気鐘室坪数凡 163坪	前 同 断
	此代価金 1630円	
1.	燥殺所坪数凡 50坪	前 同 断
	此代価金 500円	
1.	大廊下坪数凡 125坪	即今大破ニ付
	此代価金 30円	
1.	門衛所坪数凡 23坪	即今見積代価
	此代価金 30円	
1.	工女部屋坪数凡 390坪	前 同 断
	此代価金 600円	
1.	賄所坪数凡 222坪	前 同 断
	此代価金 200円	
1.	1号館坪数凡 239坪	官舎前同断
	此代価金 1200円	
1.	2号館坪数凡 90坪	官舎前同断
	此代価金 800円	
1.	3号館坪数凡 48坪	官舎前同断
	此代価金 500円	
1.	4号館坪数凡 78坪	官舎前同断
	此代価金 150円	
1.	5号館坪数凡 25坪	官舎前同断
	此代価金 30円	
1.	病室坪数凡 73坪	官舎前同断
	此代価金 100円	
1.	廊下雪隠坪数凡 50坪	即今見積代価
	此代価金 50円	
1.	予備器具	前 同 断
	此代価金 600円	
1.	興業器具	前 同 断
	此代価金 1,3260円	
	金 3000円 蒸気 6基	
	500円 五馬力器械 1組	

明治初期の官業と民業

原が富岡製糸所の払下計画を企てたのは、官業よりも民業が優れているという積極的な理由よりも、海外留学

一、原 六郎の場合<sup>44</sup>

第二節 払下問題

1500円	繰糸器械 300 基修繕具反鍛治道具一式	
850円	旋盤その外器械修繕具及鍛治道具一式	
30円	非常用ポンプ 2 組ゴム管共大破ニ付	
250円	大小権衡19ヶ並生糸試験器械 4 組	
200円	燥殺器械 2 組	
100円	繭運送車24及起重器 2 個	
700円	鉄水溜大小 3 ヶ	
6100円	繭蒸籠凡 6 万枚小の分同大 1 分 4 枚	
30円	束糸器械大小三個小道具共	
1.	横井戸並井戸 3 ヶ所木路等	即今見積代価
	此代価 300円	
	総計金 40298円40銭 3 厘	
	外製糸業ニ属スル必要ノ品ニシテ心付カザル分、脱落又ハ庁中	
	備品当所ニ必要ノ品有之モノト見做シ、此予算	
	金 9701円59銭 7 厘	
	右之通ニ付当所一切ノ代価ヲ以テ金五万円トナス	
	明治21年度への越高	
1.	金 291889円39銭 8 厘	
内	現金 66105円97銭	
	物品代価225783円42銭 8 厘	
	内	
金	3170円27銭 2 厘	現 存 金
	62929円91銭 8 厘	正金銀行預入
	2 円31銭	郵便切手
	3 円47銭	仮 出 金
	47539円29銭 4 厘	生 繭
	33020円21銭	製 糸
	4409円40銭 9 厘	需 要 品
	140755円77銭 2 厘	製糸未売品
	58円74銭 3 厘	羅災紛失分
	ノ金 29万0889円39銭 8 厘	
	内	
	156400円 正金銀行より借入	
	135489円39銭 8 厘	資 本 金

中にかねて計画していた生糸直輸の振興による商権奪回の実行手段として民間企業家の手に依って生糸生産を試みんとする意図からである。この点につき、「渋沢栄一伝記資料」に依りその間の事情を詳しく理解することが出来る。すなわち、明治九年九月、井上馨は政府の指令をうけロンドンに到着、在英中の原、横山、沖、中上川等と共に研究会を設け論争中、原の計画せる生糸直輸出の振興奪回の問題が取り上げられ、井上を顧問とし、原、横山が中心となり貿易商社の相談が纏ったのである。このためには良質安価なる日本生糸の大量生産設備を持たねばならず、原は政府の近代模範工場としての富岡製糸所の払下をうけ、欧州最新の設備を参考に改組し、その生産物を輸出する貿易商社を作り、倫敦に支店を設け、外国商人との間に直取引を開かんと案をたて、同志の承諾を得たのである。之は原の企業家精神が民業移行の一つの潜在的力であった事を知る事が出来る。原のこの考え方は明治九年夏にランカシアの機業地を訪ね、同地方の模範工業を視察し、或は同年秋から十年初めにかけてフランスに渡り同国の絹織物の生産状況を視察する事により裏付され、その間本国にて富岡払下の了解は蜂須賀公使、井上を通じ本国政府の要路にある岩倉右大臣の了解を求める手筈を取ったのである。

十年六月、急遽帰朝した在京関係者との間に相談がまとまり大蔵省本局橋本正人の紹介状を持って出野楽氏を同伴上州へ向い、九月製糸場出頭、工場の景況収支計算の調査を行い、「製糸営業概見」を書き上げたのである。

この「概見」は右に述べた如く官業払下の積極的な理由は見出されないものであり、この点に関して「……今や其試業五年にして初めて其方を全うし現に昨年の計算の如き純益拾余万を出し偉功を奏するに至る……然りと雖も斯業をして永年官付の手に存するは亦以て妥当たらざるに似たり故に今人中結社戮力して此場を官より買収し拮据経営更に事務の拡張をうるに至らば……」とて官営の不可なる所以をあぐるわけでなく、更に積極的に自己

の企業方針を、買辦方、傭便工女方、幹事方につきのべたる後、蕨系売買利益概算により、「今官府より此工場を引受け製糸を精良に致らしめ且此工場を永續せしめんには上納金多夥なれば恐らく此目的を達し不遂に依て將來の進歩を見込み該工場譲りうけ金額を十二万と定め二万円を上納し残金十万円を明十一年より二十カ年賦に上納するか或は総ての代金額を金十四万と定め一万円を本年上納し余す五カ年間営業純益の半額を上納しかくて総代金額の残金十三万円より差引き尚残る所の若干金額を十五年賦に上納するものとせば或は営業蹉跌なきに至らん」とした。

この計画は横山が井上の腹案をもつて十年十月帰朝するや「富岡製糸会社」の設立準備に着手することとなつたのである。

この計画は実現するに至らなかつたが、その理由の一つは藩閥抗争にあることが知られる。すなわち、「当時大隈氏の支配していた政治的事情は薩長藩関係者の企業に対し比較的冷淡であつたため、長藩井上の参加せる事業も思う如く進歩しなかつた」<sup>(6)</sup>ことが考えられよう。

原はその後も富岡製糸場のことはあきらめず、明治二十三年、原が横浜正金銀行頭取を辞したときにも、同伸会社に関係していた新井領一郎、河瀬秀治と再び富岡製糸場払下の件を協議した事があつたが、之も遂に成就しなかつたのである。<sup>(7)</sup>

## 二、速水堅曹の場合

富岡製糸所は明治五年十月、尾高惇忠所長となり、同年九月十一日之を辞するに及んで勸業権大属山田令行が所長心得として補佐したのであるが、尾高辞任の間接的原因は、速水堅曹が八年三月内務省への「富岡製糸所利

害得失に関する調査報告書」が関係していると思われる。この報告書は、「富岡製糸所現在ノ景況」なる復命書05に依らねばならない。しかしこの復命書についてのべる前に、速水堅曹の蚕糸業における先覚的民業主義者である点を明らかにすることが必要である。何故ならば、速水の復命書はそれ迄に再度発表された「生糸改良意見書」並びに前橋製糸所に果たした役割から帰結されたものであるからである。

(4) 前橋製糸所と速水

明治元年十月、上野国前橋藩主は横浜生糸売買の実情を觀察し、同港に改良品種の売込店を設立し、且つ欧米生糸業の実情を探求のため、藩士速水堅曹を横浜に出張せしめたのである。当時奥羽戦乱の後をうけて人心胸々として不安なる故生糸事業等につき談合する者もなく、漸く同港病院医松山不苔庵（旧前橋藩士）と相談し、同港寺島知事により事を謀ったのである。かくて前橋藩主は横浜本丁二丁目に敷島屋と号する生糸売込店を開設した。更に二年五月速水は陸羽両国の生糸の実情調査の際、福島に滞在し、製造及び売買の情況を探り、商人をして数十箇（一箇九貫目）の生糸を買わせ、之を横浜に売捌きその利害を試していたが、その際速水の考えは、「本邦生糸ノ市上ニ於ケル趨勢恰モ国家経済ノ首要ニ位スル者ナルニモ不拘、其品質ノ粗雜取引ノ弊害見ルニ忍ビザルハ蓋シ皇國ノ失点ナリ」とし自ら横浜に出張し、生糸の利害得失を調査、売買の状況、品質の精粗、欧米需要の模範につき知識をうると共に、特に彼我の生糸相場の異状な格差を知り、生糸改良の企図に決心を固め、欧州生糸製造法を探索していた。偶々三年三月端西人ミューラを知り、前橋製糸所に四ヵ月雇入れ、その間、「速水ハ練習ノ短キヲ以テ自家将来ノ大計ヲ画策スルハ普通ニシテ及ブ者ニ非ズトシ、昼夜ミューラノ座側ニアツテ欧州製糸ノ方法ヲ探求尋問シ而テ始メテ本邦製糸改良ノ秘術ヲ知得シ得」その後、自力経営により洋式器械

による生糸製造を前橋によって開始したのである。

速水は四年九月、わが国で前橋製糸場の経過の方法書、規則および営業の損益を調査したが、このような事業の損益得失を調査し、製糸規則を発表したのはもちろんわが国初めての事であり、この損益得失の調査は後年の

日 本 式 製 糸				西 洋 式 製 糸				和 洋	
								製 雙 方 上 調 女 姉	
								一 ヶ 月 廿 八 日	
一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜	一 日 一 釜
(1人)	(28人)	(12人)	(336人)	(24人)	(672人)	(56人)	(1人)		
八 百 文	二 十 二 貫 四 百 文	九 貫 六 百 文	二 百 六 十 八 貫 八 百 文	十 六 貫 八 百 文	四 百 七 十 貫 四 百 文	三 十 九 貫 二 百 文	一 貫 四 百 文	給 料	
一 貫 九 百 文	五 兩 一 分 七 百 文	二 兩 一 分 三 百 文	六 十 三 兩 三 分 九 百 文	三 兩 一 分 一 貫 八 十 四 文	九 十 四 兩 四 百 四 十 八 文	七 兩 三 分 八 百 六 十 八 文	二 貫 七 百 九 十 五 文	入 用	
五 十 六 匁	一 貫 五 百 六 十 八 匁	六 百 七 十 二 匁	十 八 貫 八 百 六 十 六 匁	十 六 匁	四 十 三 貫 十 八 匁	三 貫 五 百 八 十 四 匁	百 二 十 八 匁	糸 目	
一 兩 三 分	四 十 九 兩	二 十 一 兩	五 百 八 十 八 兩	四 十 八 兩	千 三 百 四 十 四 兩	百 十 二 兩	四 兩	繭 代	
一 貫 文	二 十 八 貫 文	二 十 二 貫 文	三 百 三 十 六 貫	三 貫 六 百 文	十 兩 十 八 百 文	八 貫 四 百 文	三 百 文	代 紙 口	
							五 十 五 匁	積 銀 洋	
一 貫 九 百 三 十 二 文	五 兩 一 分 二 朱 三 百 八 十 文	二 兩 一 分 七 百 文	六 十 四 兩 三 分 八 文	五 百 〇 二 兩 二 分 一 貫 〇 四 十 八 文	朱 六 百 六 十 二 兩 三 分 十 七 兩 三 分 二 朱 六 百 六 十 文	四 十 一 兩 三 分 一 貫 百 二 十 八 文	十 四 貫 九 百 四 十 九 文	益	
七	百	札	売	十 枚	五	百 八	付 斤 二		

明治初期の官業と民業

## 明治初期の官業と民業

富岡批判に連なる端緒をなしたと考えられる。明治四年における製糸場の計画は前表の如きものであり、之に依れば一ヵ月十二釜の一人当り益金は洋式の場合〇・七四両、日本式の場合〇・一九両で生産性の差を示すと共に、営業の規則を設けたのである。<sup>23</sup>然し乍らこの利得の他に洋式の欠点について厳しい条件を指摘したのである。<sup>23</sup>この点は速水の四年八月の「生糸洋製処何書」にあり「……利益ハ業ノ大小ニ関係仕可ク而シテ毎年精巧ニ依テ莫大ノ利益モ有リ候へ共是迄ノ小業ニテハ利益ハ勿論善事ヲ勸ムルニ足ラス」として規模を拡張するよう政府に伺い立てたものである。

### (四) 富岡製糸所と速水

さて、明治六年十一月、松方租税権頭への「生糸改良意見」<sup>24</sup>は国内における一般人民の製糸場建設の場合の機械製糸の創業の困難な点をあげ、富岡製糸所が未だ創業しないうちに器械製糸の成否の条件を指摘したのである。すなわち、「地理ヲ誤レハ百事不便人物ヲ得サレハ規則紊乱位不当ナレハ永続シ難クコノ件ヲ誤ルトキハ従前ノ製糸ト異ラス西洋器械ノ悪名ヲウケルコトトナル」とし、当時、商人は結社し、富商独立して製糸場を起し、商才あるものをして製糸場を経営させるとき、外面のみ飾り立て内部経営を乱すこととなる点、更に、一般人民は結社の経験資力も少ない為、政府が援助すべきことをのべ、特に、(1)立地的にみて上州、信州、岩磐陸羽が現在蚕糸の最大産地なる故、豪商を説得して百器械の製糸場を三箇所<sup>25</sup>に設立し、(2)租税勸業課に有能な人物を選び、地方の勸業係と共に事務の管掌を行わしめ、(3)経営に関してはすべて在勤の官員がその他の人民を使役し(4)一箇所十万円を官より貸しこの金を委任商人に貸与、商人は之によりて元齋の代価に備え、年八朱―六朱の利子を毎月本社に収め、本社は之にて経費にあてることなどを提案した。この製糸営業方針は後の富岡製糸所批判に

通づるものであり、民営に基づいた蚕業育成方向の基礎がこの中にみられるのである。

この意見書は更に明治九年、勸業頭松方正義の内命をもつた速水が「生糸改良基礎ノ意見書」を復命したのであり、当時のわが国蚕糸業の問題をつくものとして注意しなければならない。すなわち、「……今生糸沸騰ノ際、蚕糸売買ノ時ニ於ケルモ如斯ノ処為アリト無智ノ小民ヲ見テ走ル……如斯ノ形勢ニ至テ上ハ強權ノ策ヲ行ツテ下ハ流通ノ情ヲ醸シ上ヨリ開明ノ事ヲ施サルモ下漠トシテ之ニ感スル能ハスヤ……今養蚕製糸ノ二物ヲ見ルニ輸出品中最モ大ナルモノニシテ国家ノ盛衰ニ関係スヘキヲ以テ内ハ勸誘保護ノ道ヲ尽サセラレ更ニ間然スル所ナキガ如シト雖モ今日ニ於テ或ハ道ニシテ紛紜ヲ生シ或ハ不及ニシテ進歩ノ道ニ迷フモノアルカ如シ……今般御改正ノ際小官(速水)ニ於テ兩務主任ノ命ヲ受ケ若事挙ラスンハ上ヨリ其責ヲ免レス若シ事不当ハ下ヨリ愁言ヲ聞クニ至ル痛心恐懼……仮リニ生糸一分ニ付論説ヲ設ケ謹テ閣下ノ命ヲ乞フ」とし、蚕糸改良につき特に民間会社を設立して官の勸励の方法を建白したのである。その計画は、「官ノ力ヲ以テ日本全国ニ器械ヲ建立シ更ニ人民ニ貸与シ厚ク保護ヲ加ヘ上下共憤発勉勵セハ忽チ上製ニ可至乎曰決シテ然ラス唯漸次ノ進歩ヲ誘導スルニアルノミ如何トナレハ斯ニ二ツノ職業アリ……今日人民粗製好ムニアラス只管利ニ関係シ上製ニハ却テ利益ノ尠ケレハ也且假令器械ヲ全国ニ建設シ百方官ノ尽力ヲ以テ勸業セント欲スルモ……其功アルコト遠カラシ」とし、粗雑な製品が圧迫されること、資金の欠乏、人民の姑息なることのため、各県に生糸改め会社を全国地方に設けることを提案し、生糸精製の基礎を固めるため上州、信州、岩磐陸羽の三地方に本社を置き、右三ヶ所の本社は官にて保護し一切官行同様に見做して資本金は一箇所五万円づつ貸子、誘導し、各県の器械製糸所は従前の手練でも上等に製糸するものは組合に加入させ漸次利潤を得させんとする計画を立てたのである。この上申に基づき松方勸農局長は明

治十年内務卿、大藏卿宛生糸製造勸奨につき伺い立てたのである。

かかる一連の意見が富岡製糸所批判となってあらわれたのであるが、之は松方卿よりの下命に復命したもので、富岡製糸所の損失の原因につき立地、人物、経費の三点から説明している。

1 立地については、「三方高山邱壑、道路未だ開ケズ、加フルニ村落寥寥人智最モ幼稚ナリ。是以テ百事ノ不便ニシテ男女工ノ情氣ヲ生ズ」としている。「改良意見書」にては上州富岡に製糸場を設くる点をあげているので矛盾するが如くであるが、蚕糸の立地上より上州を推しこの為の附属条件について反対を唱えているのである、何等反するものではない。第二の人物の能力よりの批判については、「……掛官員ニ於ケルヤ、官ノ規則ニ縛ラレ区々タル文書面ノ往復ト一己ノ保護トニ拘泥セザル得ズ、故ニ此繁劇ニ空シク時日ヲ送り国家ノ大利ヲ謀ルニ余暇無シ、……該場ノ業素ヨリ新方タルヲ以テ悉皆教師ノ指示ニ依ラザルヲ得ズ、然ルニ其教師ト雖モ……自己奉職ノ名儀ヲ失セザラン事ニノミ着眼シ敢テ理財上ニ関セザルヲ……教師ニ担任ノ義務ナレバ是非曖昧ニ掛役員ニ於テ断然夫レヲ糺スヲ得ズ、是非損失ノ起ル一端ナリ……」<sup>50</sup> 第三の経営における計算概略については次表の如く、この原因につき、(1)元繭買入の高価にあり、これは多数の生繭を駆引無く買取ること及び官行に依り起り、(2)第二に一日一人繰目の不足で之は工女の度々の出入にて熟練するもの少なき為、(3)第三は一升平均繰目の不足で工女の未熟と屑物を分外に出すことに依り(4)第四は一年間の経費の多すぎる原因を官行と土地の不便にあげている。

速水堅曹の富岡民間払下に関する積極的理由は模範工場が単なる技術の模範でなく経営採算の模範としての意味にあったのであり、この点は、次の伊藤内務卿との十一年における問答の抜粋に知ることが出来る。速水一私

工場別	工女人員	就業日数	年製絲高	元繭一円ノ目取	一升絲目	一日一人ノ繭目	百斤入費	百斤売価	損△益○
富岡製絲所	四五〇人	二八八日	一三、五九三斤	二一・四二匁	六・四匁	一六・七八円	四五〇円	七八二円	△五五、二六八円
外上等 器械製絲所	"	"	二一、〇六〇	三六・〇〇	七・三八	二六・〇〇	二〇八	七一〇	○一二、二一四
外中等同	"	"	一六、二二〇	三八・〇〇	七・一〇	二〇・〇〇	一七五	六五〇	○八、七四八
外下等同	"	"	一二、一五〇	三八・〇〇	七・〇〇	一五・〇〇	一七五	六〇〇	○四八六
上等座繰製 絲	"	"	一九、四四〇	三八・〇〇	七・五〇	二四・〇〇	一三〇	六〇〇	○九、五二五
中等同	"	"	一七、〇一〇	四一・〇〇	七・三〇	二一・〇〇	七二〇	四八〇	○三、〇六一
下等同	"	"	一三、七七〇	四二・〇〇	七・〇〇	一七・〇〇	六〇〇	四一〇	△二、七五四

は前大久保内務卿に建議した如く速かに民業に移して、然るべき人物を撰んで担当せしむるが得策と信ずる。その者に欠点あれば小官は出張して保護監督に尽瘁すべし。若し然るべき人物を見出し得ざるときは、私は官を辭し奮つてこれに當るべし」伊藤「官業より民業に移すような急激な変化をやめ、この俛に維持せば如何なる弊害を来すべきか」速水「損失を来す計りである」伊藤「政府が勧奨のためにする業なれば多少の損失はやむを得ま

い」速水「決して然らず。世間誰もが見えぬ聞かずの業なら免も角、上武信甲の中央に立ち毎戸に為し得る製業の模範なれば、人民の着目する所は唯損失のみ、若し損失を顧りみないとあらば、仮令如何程の精品を産出するも誓って人民此業に抛らざるのみならず、或は此の業に似たるを恐れるに至り、生糸の改善普及どころか在来の業まで衰えんことを恐る」とした。十二年三月速水は富岡製糸所長となり一切の中央政府の官の干渉を排斥して自己の方針に従って経営に當った。その間前田正名と富岡処分の件を協議し、横浜に同伸会社設立、社長に就任していたため富岡をやめ十八年再び富岡の所長となり、その間の営業収支損益調は次表の如くである。速水の努力に依り如何とも為し得なかつた事が窺われるのである。

この間の事情につき速水堅曹は次の如く説明している。<sup>50</sup>

「……又會計上を詳言すれば本所の資本金最初式拾六万円なりしも、明治十年度より式拾万円に減じられたり。然れども海外に直売するを以て資本不足なるが故に年々政府より別に拾五万円内外を借用せしも、堅曹聊か見る所あって、この別途の借入金悉く皆返納し、特別の詮議を仰て民業同様正金銀行より荷為替金及臨時借入金<sup>51</sup>の許可を得、至当の金利を払い以て必至の尽力を為したるに、資本は既に九万二九百八十錢四厘迄に欠損せしも、借入金を以て之を補い、明治十五年度より同二十年度の終迄に払出したる金利は積て一万三六七二円八七錢五厘に及び、此他同年度内に納附したる輸出税は金五万二千八百四十三錢二厘なるに拘らず、終に今日(二十二年)に及んで資本金十九万余円に回復す……而して明治二十三年度以後は法則の為に營業の本質を以て十分の運動を成す能わず」とし、農商務大臣に宛てた上申書に、官による煩雜な法律手續が自己の経営方針と相反する点をのべ、「……この法律(作業會計法)の束縛にて都ての事務に煩る手数と日子を費し、實際は事務の為の

營業収支損益調

	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	營業費	營業収入	損 益	
明治初期の官業と民業	同	同	渋沢栄一伝記資料第十卷原六郎翁伝上卷第二三九―二八三頁	生糸經濟研究昭和三年三月号	渋沢栄一伝記資料第一五卷六五〇頁	12年	254,882,865	192,049,907	* -62,832,958
	右	右				13	238,683,178	245,512,592	6,829,414
						14	212,257,557	212,478,391	1,220,834
						15	232,374,528	184,627,626	** -47,746,902
						16	203,626,945	161,870,781	-41,756,074
						17	361,203,026	345,788,516	-15,414,510
						18	152,763,156	171,992,239	19,229,083
						19	168,765,604	183,234,296	14,468,692
						20	214,167,054	202,675,235	-11,491,819

\* 此損失ハ10, 11, 12三ヶ年ノ損ノ合計

\*\* 此15, 16, 17三ヶ年ノ損失ハ銀貨變動ノ為ノ多額ノ損失ニ及ビタリ

營業に似たるものとして本業の得失を図るの余暇なく折角今日の場合迄進歩せしめ得失相償うの時に於て一朝法則のために挫折せられ余分の費用を要するは止むを得ざるも、小官の如き法実相反するの中間に立ち進退維れ谷まれり。速に辭職をひ願他に適當の後任者を御選挙の上、民業に移転相成たし」とした。この民間私下の理由は特に、經營的規準とならんで、官業の事務的能率規準が取り上げられている点は注目しなければならない。

明治初期の民業と官業

- (17) 同 右
- (18) 藤本実也富岡製糸所史
- (19) 大日本蚕史二〇二頁
- (20) 同 右 二〇九頁
- (21) 同 右 二三五頁
- (22) 同 右 二五九―二六六頁
- (23) 農務顛末第三卷一〇八三―八五
- (24) 同 右
- (25) 大日本蚕史四二―四二八頁
- (26) 大隈文書第二卷A一二八六及び大日本蚕史五三五―五四六頁
- (27) 藤本実也富岡製糸所史四一頁
- (28) 同 右 四七頁
- (29) 大日本蚕史六〇二頁
- (30) 洪沢栄一伝記資料第十五卷六六五頁
- (31) 藤本実也富岡製糸所史五四―五七頁

(本稿は財団法人清明会の研究助成による共同研究「明治時代における民間企業の生成と財政金融政策」に関する成果の一部である。)